

平成20年度 中小企業 関係概算要求概要公表

経済産業省中小企業庁は、このたび「平成20年度中小企業関係概算要求・財政投融資要求の概要」及び「平成20年度中小企業関係税制改正意見の概要」を公表した。

I 中小企業関係概算要求の概要 1. 基本的考え方

我が国経済は、全体として緩やかに息の長い景気回復が続けているが、企業規模や地域によるばらつきが拡大している。企業倒産についても、全体の倒産件数が下げ止まる中、小規模な倒産件数は増加傾向にある。このような状況の下、中小・小規模企業等による活性化を目指す「地域」意欲と成長可能性を有する中小「企業」、団体の世代をはじめとする人材（「ヒト」）、それぞれの潜在力を発揮させることにより、中小・小規模企業の底上げを図り、将来の成長と地域の活性化を実現する。

2. 概算要求額

平成20年度要求額 1,569億円
平成19年度予算額 1,260億円
対前年増減 +309億円

※この他、財務省、厚生労働省において計上あり。（平成19年度は380億円。平成20年度の要求額は調整中。）

3. 重点項目

(1) 「地域」の潜在力の発揮

①意欲ある小規模事業者の支援強化【150.4億円（2億円）】

小規模事業者等が基礎的な経営力強化を図り、将来の発展・成長を実現しようとする挑戦を応援すべく、ITの活用を通じた会計・財務等の経営能力の向上を支援する。

②地域中小企業の再生支援【53億円（33.2億円）】

これまで約1,800件の再生計画をとりまとめた各地域の中小企業再生支援協議会及び全国本部の体制を拡充強化し、再生ファンドと一体となった「地域中小企業再生支援ネットワーク」を強化する。地域の中小企業・小規模事業者の事業再生に即応し、きめ細かくサポートする体制を整備する。

③「中小企業地域資源活用プログラム」の推進【117億円（101.3億円）】

「中小企業地域資源活用プログラム」を推進し、地域における新商品

新サービスの創出を支援する。各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、農林水産品、観光資源）を活用し、5年間で1,000件の新事業創出を目指す。

④まちづくりの推進・商店街の活性化【121.3億円（92.7億円）】

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを推進するとともに、空き店舗を利用したコミュニティ機能の強化や就業機会の創出など、その集積性・立地環境を活かした様々な社会機能が集積する場として商店街の活性化を推進する。

(2) 「企業」の潜在力の発揮

⑤中小企業の事業承継の円滑化【26億円（2億円）】

事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な問題がある。事業の継続・発展を通じた雇用確保や地域経済の活力維持を図るべく、法的措置を含めた事業承継円滑化のための総合的な支援策を講ずる。

⑥下請適正取引等の推進【6億円（0.9億円）】

中小企業の生産性向上の観点から、下請取引に関する各種相談対

応機能を強化する。また、下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用に努めるとともに、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の周知等により、下請適正取引等の推進を図る。

⑦資金調達円滑化【203.8億円（77億円）】

金融情勢は全般的には緩和しつつあるものの、二極分化が広がり、小規模企業を中心として、資金調達に直面する中小企業は多い。担保・自己資本が不足しがちな小規模企業等への資金供給機能の強化、運転資金不足を克服するための先掛債権の早期現金化支援等、従来手薄だった企業の資金ニーズへの対応策を講ずる。

⑧中小企業のIT化、研究開発等の支援【164.9億円（99億円）】

IT専門家の派遣や情報システムへの投資の促進等により、中小企業のIT化を強力に推進する。

(3) 「ヒト」の潜在力の発揮

⑨中小企業における人材能力の向上【28.8億円（5.4億円）】

若手人材の量的不足等の一方、団塊の世代は大量に定年を迎える。大企業、都市部に偏在した団塊世代の有する技術やノウハウを活用

されるよう、企業等を退職した人材が、地域・中小企業で新現役として再活躍できる仕組みを構築する（「新現役チャレンジプラン」）。

⑩新事業創出・創業の支援【20.8億円（22.6億円）】

創業のためのリスクマネー供給、販路開拓の全国展開の促進など、創業に係る経営を支援し、地域における小規模事業者等の挑戦を支援する。

II 中小企業関係税制改正意見の概要

年間29万社の廃業のうち、後継者不在によるものが7万社、それに伴う雇用の喪失が毎年20万、35万人に上り、事業承継問題への対応が喫緊の課題であるとともに、地域経済を支える中小企業の生産性向上・成長の底上げに向けた投資の加速を図ることも必要不可欠であるという基本的視点に立ち、

(1) 中小企業の事業承継の円滑化、
(2) 中小企業の生産性向上・成長の底上げ、
(3) 中小企業者に対する留保金課税停止措置の延長、
(4) 能登半島地震及び新潟県中越沖地震の被災者支援と被災地の復興のための特例措置、等を講ずることとしている。